

定 期 試 験 解 答 ・ 解 説

授業科目名	法理学	2012 年度 : 後期	
		定期試験期間内	
担当教員名	足立英彦	試験日・時間	2 月 6 日 (水)
			8 : 50 ~ 10 : 15

1. 次の語句をそれぞれ簡潔に説明しなさい。(各 5 点)

(a) 論理的に正しい推論

解答 「前提がすべて真であるようなあらゆる場合に、結論も真になるような推論」または、「前提がすべて真なのに結論が偽になるような場合 (= 反例) のない推論」

解説 本年度小テスト問 2(b) 解説でも説明しているので、厳格に採点した。「反例がない」のみの記述は 2 点。

(b) ルール

解答 条件が定められている場合はその条件が満たされる場合に、条件が定められていない場合は無条件に、定められた効果が必ず実現されることを命じる規範のこと。すなわち、名宛人にとって、定められた効果を満たすか満たさないかの二者択一を迫られ、それを「ある程度」満たすということができないような規範のこと。

解説 講義概要 19 頁。

(c) 不自由

解答 作為または不作為が許されていない (= 命じられている) 地位。

解説 「または」を明示していない場合は 3 点減。2010 年度小テスト 2(c) で既出。講義概要 27 頁。

(d) 制度的保障

解答 制度的保障とは、制度的行為を保障することである(ここまで 2 点)。制度的行為とは、規範を定める行為のことであり(2 点)、また、規範を定める行為は、規範を定める者が、規範を定める権限を授權規範によって与えられていることを前提とする。したがって制度的保障とは、授權規範によって与えられる権限を保障することでもある(1 点)。とくに国民の権限についていえば、憲法によって国民の権限を定め、同時に、国会がその権限を大幅に変更したり廃止したりすることを禁止し、そのことによって制度的行為についての国民の自由(制度的行為をすること及びしないことが許されている地位)を保障することを制度的保障と呼ぶ。

解説 講義概要 38-39 頁。

2. 次の問に答えなさい。

(a) 次の文を、様相を意味する語や記号を含まない文で書き換えなさい。(各 2 点)

i. 「V は必然的である。」($\square V$)

解答 すべての可能世界において V が真である。

解説 授業では、「語の意味に基づく論証」の部分で説明した。

ii. 「 V は偶然的である。」($\Diamond V \wedge \Diamond \neg V$)

解答 V が真であるような可能世界が少なくとも1つ存在し、かつ、 V が偽 ($\neg V$ が真) であるような可能世界が少なくともひとつ存在する。

iii. 「 V は命じられている。」(OV)

解答 すべての理想世界において V が真である。

解説 2011 年度小テスト 4 で既出。

iv. 「 V は許されている。」(PV)

解答 V が真であるような理想世界が少なくとも1つ存在する。

(b) $\Box V$ と OV の違いを説明しなさい。(5点)

解答 現実世界で $\Box V$ が真であるということは、現実世界を含む全ての可能世界で V が真であるということである。これに対して、現実世界で OV が真であるということは、可能世界の内、すべての理想世界において V が真であるということであり、その際、現実世界は理想世界ではない。従って、前者 ($\Box V$ 真) からは現実世界で V が真であることが論理的に推論されるが、後者 (OV 真) からは現実世界の V の真理値は論理的に推論されない(真偽不明である)。

解説 $\Box V$ なら現実世界は V であるのに対して、 OV の場合は現実世界が V かどうかは分からない、という趣旨が書けていれば正解とした。

3. a が b に対してある行為 G について自由権を有している場合の b の地位を表現しなさい。(10点)

解答 b は a に対して、a が G を行うこと及び行わないことを求める権利を有さず、並びに、a が G を行うこと及び行わないことを妨害しない義務を有する。

解説 授業概要 29 頁。前半 5 点、後半 5 点。

4. ハンス・ケルゼンの以下の文章の空欄を埋めよ。(各 2 点)

「確かに仮に「何が (1) か、善か、最善か」という問に対し、万人に直接明証的に解答が提示され、従って (2) 的・客観的妥当性をもって万人を直接拘束しうるような解答が与えられうるとすれば、(3) は全然成立しえない。不可疑の正当性をもつ基準について投票し多数決に附することに何の意味があろうか。絶対善の恩恵を蒙る者は、その絶対善の権威に対し、有難く無限の服従を捧げる以外に何をなしえようか。しかし一体こういう仕方では社会秩序の最善の内容への問いに答えることが可能であろうか。そもそも人間的認識は (2) 的価値に到達しうるものであろうか。人間精神は幾千年来この問いに悩みつづけたが、空しかったのではないか。(2) 的価値の存在を信じる者、(...) その者のみが (3) を断罪し、自己の意志を万人に強制し、実力をもってしても自己の信念を他者に押しつける権利を唱えうるのである。それに対して人間的認識の到達しう

るのは(4)的価値のみであることを知る者は、その価値の実現に必須の法制を正当化する条件として、万人の(5)ではないにせよ、(...)なお少なくともかかる強制秩序の適用対象をなす人々の(6)の(5)を求めざるをえない。これが国家秩序の内容をなす一般意志とこの秩序に服する諸個人の意志たる全員の意志の間の相違を最小にすることによって、自由を最大にしようとする(3)の原則である。』*1
解答 1 正義(真, 悪も可) 2 絶対(普遍, 一般も可) 3 民主制 4 相対(主観も可)
5 同意(意思も可) 6 過半数

5. 語の実際の用法に基づいて論証(正当化)される法解釈と、立法者意志に基づいて論証される法解釈が異なる場合、どちらを優先するべきか。「平等原則」「自由」という語を用いつつ説明しなさい。(15点)

解答 語の実際の用法に基づいて論証される法解釈の方を、立法者意思に基づいて論証される法解釈より優先すべきである。

語の実際の用法に基づく論証は、言葉の実際の用法という、変化しにくい事実を論拠とすることから、法解釈の安定性(法的安定性の一種)に貢献する。これに対して立法者意思に基づく論証は、しばしば証明の困難な立法者意思を論拠とするので、法解釈の安定性には貢献しない。法解釈の安定性は、つぎの二つの目的のために必要である。第一に、「等しき者を等しく扱う」ために、すなわち平等原則を実現するために必要である。法規範の解釈が、解釈する人や時によって異なると、同様の者に対してその法規範が適用されたり適用されなかったりすることになり、平等原則に反する。第二に、予測可能性を確保することによって、我々の自由(作為・不作為の許可)の領域を確保するために必要である。もし、これまでの法解釈が不安定で、したがって将来の法解釈を予測できないならば、どのような行為が法的に命令されたり禁止されているのかが分からなくなり、我々が自由にしていよい行為の範囲も不明確になってしまう。

以上から、とくに法的安定性の確保という点では有利な「語の意味に基づく論証」の方を、「立法者意思に基づく論証」より優先すると考えるべきである。

解説 語の実際の用法に基づく法解釈が優先されるべきことに5点。2つの論証方法と法的安定性とを正しく結びつけていれば4点、さらに法的安定性と平等原則・自由とを正しく結びつけていればそれぞれ3点。講義概要 56-57頁。

6. 講義に対するご意見、ご感想、改善提案等があれば、答案用紙に記入してください(任意)。
回答 1 限は朝早すぎるので、2 限以降に開講してほしかったという意見が複数ありましたが、教室を確保できる空いている時間帯が少なく、自由に開講時間を設定できるわけではありません。ご理解ください。

*1 『ハンス・ケルゼン著作集 I』(慈学社, 2009年) 111-112頁(長尾龍一訳)。

参考 (2013 年 3 月 11 日現在)

- 履修登録 147 名, 定期試験受験者 123 名, 定期試験平均点 39.5 点 (70 点満点), 総合平均点 51.3 点 (100 点満点)

- 総合評価

S(100-90)	A(89-80)	B(79-70)	C(69-55)	不可 (54-0)	放棄
6 人 (4.1%)	10 (6.8%)	26 (17.7%)	39 (26.5%)	42 (28.6%)	24 (16.3%)

(55 点以上の者を合格, 定期試験を受けていない者は「放棄」とした。)

- 合格者数 $81 \div$ 定期試験受験者数 $123 = 65.9\%$
- 定期試験 67 点 1 名, 66 点 2 名, 65 点 1 名
- 総合 96 点 2 名, 92 点 2 名

以上